(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人久慈市社会福祉協議会役員等に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

- 第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 理事
 - (2) 監事
 - (3) 評議員
 - (4) 各種委員会委員
 - (5) その他会長が必要と認めた者

(報酬)

- 第3条 前条の規定に掲げる理事のうち会長、副会長には、勤務実態に即して別表1のとおり報酬を支給する。
- 2 前項のほか、会長、副会長を除く役員等の報酬の額は別表2のとおりとし、会議等に出席した場合に支給する。ただし、同日に複数の会議がある場合は1回分の支給とする。

(費用弁償)

- 第4条 役員等の費用弁償の額は、久慈市の一般職の職員等の旅費に関する規則に定める市内旅費支給額表を準用する。
- 2 費用弁償の額の支給方法については、条例に規定する久慈市職員の例による。

(勤務証跡)

第5条 会長、副会長は、勤務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

役職名	報酬額	支給方法	
会長・副会長	日額 5,000円	000円 月末締めとし翌月の職員の給与支給日に支給する	

別表2(第3条関係)

会議名等	役職名	報酬額	
理事会	理事・監事	1回	4,000円
評議員会	評議員・理事・監事	1回	4,000円
監査・出納調査	監事	1回	5,000円
各種委員会	各種委員	1回	3,000円